



STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ推進ニュース －介護ウェーブの“Big Wave”をおこそう！－

「介護の日」全国一斉行動に引き続き自治体への取り組みを具体化しよう！

「自治体へのとりくみ」を急ごう 文京社保協が介護保険課長と懇談（東京）

10月16日、東京都文京区介護保険課長と、文京社保協（東京保健生協、養生会などから10名）が懇談を行ないました。事前に渡しておいた質問事項について、介護保険課長は以下のように答えました。

【介護保険の現状について】

(1) 介護度別・男女別・前期・後期高齢者認定数がどうなっていますか。

回答：平成15年度から17年度までの認定者数は微増、18年度以降は微減しているが、ほぼ横ばい状態である。平成18年度から新予防給付が導入され、平成17年度までの「要支援」が「要支援1」に、「要介護1」が「要支援2」と「要介護1」に区分されたことにより、平成18年度は要支援認定者の割合が全体の25%以上まで増加したが、平成19年度は約20%まで減少し、平成17年度における要支援認定者の占める割合を下回った。男女別の統計は取っていない。前期・後期高齢者認定数では、平成20年度前期高齢者655人（10.8%）に対し後期高齢者は5,207人（86.2%）と圧倒的に後期高齢者の方が多くをしめている。



(2) 要介護別施設別入所者数、保険料段階別はどうなっていますか。

回答：地域密着型サービス事業所の利用状況では、全体の定員504人に対し利用者数は323人と定員を満たしていない。とりわけ夜間対応型訪問介護は、定員300人に対し、利用者数は34人（11.3%）である。認知対応型通所介護では定員78人に対し利用者数は186人となっており、超過している。小規模多機能型居宅介護では定員75人に対し、利用者数は52人と満たしていない。認知症対応型共同生活介護では定員51人に対し、利用者数は51人となっている。保険料段階別での統計はとっていない。

(3) 居宅サービスの福祉用具の給付、住宅改修の利用件数が減少・抑制していると聞いていますがどうなっていますか。

回答：福祉用具の給付では18年度は-10%となっている。事由書があれば貸し出すようにしている。実績としては末期がんや嚥下困難な人など20件くらい。住宅改修では、平成15年度8,079万円の給付に対し平成19年度は5,360万円と-34%（-2,719万円）となっている。

(4) 要支援・要介護1の家事援助は、新予防給付ではどうなっていますか。あらゆる面で家事援助は必要ではないでしょうか。

回答：訪問介護は新予防給付が平成18年から開始され大幅に減っている。平成17年で37,723人の727,983回であったが、平成19年には25,750人の307,293回となっている。その差は-11,973人、-420,690回となっている。給付費実績では、平成17年21億2,932万円が平成19年は15億6,158万円で-5億6,774万円となっている。

(5) 地域密着サービスについて、圏域及び地域包括支援センター数などどうなっていますか。

回答：地域密着サービスは4種のサービス（(2)の回答参照。）があるが、利用者を介護度別にみると、介護度3以上の方が80%以上を占めているのが特徴。地域包括支援センターは、富坂・大塚・本富士・駒込の4ヶ所で平成20年4月1日現在の高齢者人口36,201人（1ヶ所平均9,050人）の支援にあたっている。包括支援センターは4ヶ所で18人（1ヶ所平均4.5人）となっている。

(6) 地域包括支援センターの人材確保状況（保健師・介護福祉士・主任ケアマネジャー）、運営協議会に利用者参加などはどうなっていますか。

回答：地域包括支援センターは、人数の多いところほど相談件数も多くなっており、よりサービスが出来ている。人を増やしたいが、介護保険財政の中でこの部分に使えるのが3%という縛りがある。運営協議会には、公募区民3人、民生委員、社会福祉協議会、事業者などが加わっていただいている。

【来年度の介護保険の見直しについて】

(1) 来年の保険料の金額及び保険料段階はどうなりますか。見通しはどうなっていますか。

回答：第4期（平成21～23年度）の介護保険料設定の考え方として①非課税者の保険料の軽減：第1段階・第2段階・第3段階の保険料比率をそれぞれ0.05軽減する。②特例第4段階の設定：世帯に課税者がいるが本人は第2段階に該当する場合、保険料比率を軽減する。③税制改正の影響の緩和：平成17年の税制改正により非課税から課税に転じた層を新たに第5段階として設定し、比率を1.1として保険料負担を軽減する。④第7段階を分割：第7段階は500万円以上1,000万円未満であるが、幅が大きいため二つの段階に分割する。⑤高所得層の保険料率の変更：2,000万円以上の段階を新たに設定するとともに、750万円以上の人の保険料比率を上げる。

回答：今後の保険料の変更要因としてあげられるものとして、①介護給付費準備基金の取崩し：平成19年度末現在、約5億3,500万円ある。5億円取り崩した場合、基準額（第4段階）の保険料は、年額約4,100円下がる。②介護報酬の改定：平成21年1月に決定予定。増額が予想される。その場合保険料がアップする。③高額医療・高額介護合算制度の導入による影響：3年間で1億5,000万円程度を予定。保険料は年額300円（第4段階）増加する。

○ 今回、介護保険課長と懇談してみて（参加者の感想から）

- ① 文京区の給付実績がよくわかった。平成18年から新予防給付の開始で訪問介護が激減している実態が明らかになった。
- ② 介護保険料について次年度から低所得者への引き下げ、8段階から11段階への改定、5億円の介護給付費準備基金の取崩しを行えば、さらに保険料を下げることが出来ることがわかった。
- ③ 現場で困っている具体的な事例をあげての懇談は、リアリティがありとても有効であることがあらためて実感された。
- ④ 新介護保険課長は現場で仕事をしていた経験があり、現状の制度について共通の問題意識をもつているところが多くあると伺えた。
- ⑤ 今後、文京社保協として「渋谷区や千代田区につづけ」と、文京区独自の施策の実現にむけて一大署名運動を展開して、その実現にむけた活動をすすめていきたいと思う

（東京民医連介護ウェーブニュースNo.15 2008.10.22より）

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp